

件名	柏崎刈羽原子力発電所5号機における原子炉補機冷却海水ポンプ(D)の不具合について
通報日	平成17年6月21日
概要	<p>当所5号機(沸騰水型、定格出力110万キロワット)は、定格熱出力一定運転中ですが、平成17年6月21日午前0時20分頃、海水熱交換器建屋地下1階において、原子炉補機冷却海水ポンプ<sup>注1</sup>の予備機起動試験のため同ポンプ(D)を起動したところ、ポンプの軸封部に異臭ともやが確認されたことから、同ポンプを停止いたしました。このため、午前0時30分、保安規定に定める「運転上の制限」<sup>注2</sup>からの逸脱を宣言しました。</p> <p>その後、保安規定に基づき、同ポンプが不調の場合に要求される措置<sup>注3</sup>を実施し、問題がないことを確認しております。</p> <p>今後、同ポンプの軸封部の点検を行います。</p> <p>なお、保安規定においては、10日以内に復旧することが求められています。</p> <p>注1：原子炉補機冷却海水ポンプ</p> <p>原子炉補機冷却水系および同海水系は2系列で構成されており、各系列ごとに冷却水ポンプおよび海水ポンプが2台ずつ設置されています。通常時は発電所設備の常用系機器(ポンプ軸受、熱交換器等)の冷却、非常時には非常用ディーゼル発電機などの非常用機器を冷却するため、冷却水(純水)を循環させており、この冷却水を海水により冷却しているのが同海水ポンプです。</p> <p>注2：運転上の制限</p> <p>保安規定では原子炉の運転に関し、「運転上の制限」や「運転上の制限を満足しない場合に要求される措置」等が定められており、運転上の制限を満足しない場合には、要求される措置に基づき対応することになっています。</p> <p>注3：同ポンプが不調の場合に要求される措置</p> <p>保安規定では、運転上の制限の逸脱時には10日以内に原子炉補機冷却海水ポンプ(D)を運転可能な状態に復旧するとともに、他の1系列(原子炉補機冷却水系/同海水系)が動作可能であることを確認することが求められています。</p> <p>(平成17年6月21日 プレス発表内容)</p> <p><a href="http://www.tepco.co.jp/kk-np/nuclear/pdf/17062101.pdf">http://www.tepco.co.jp/kk-np/nuclear/pdf/17062101.pdf</a></p>